

第362回矢板市議会定例会

議 案 書

令和 2 年 6 月

矢 板 市

第362回矢板市議会定例会提出議案

議案第 1 号	市長の専決処分事項承認について……………	P 1
	専決第9号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第3号）	
議案第 2 号	令和2年度矢板市一般会計補正予算（第4号）……………	P 3
議案第 3 号	令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）…	P 3
議案第 4 号	矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定について……………	P 4
議案第 5 号	矢板市市税条例等の一部改正について……………	P 6
議案第 6 号	矢板市都市計画税条例の一部改正について……………	P16
議案第 7 号	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について……………	P19
議案第 8 号	矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で…	P21
	非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	
	について	
議案第 9 号	矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について……………	P24
議案第10号	矢板市国民健康保険条例の一部改正について……………	P26
議案第11号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて…	P30
議案第12号	農業委員会委員の任命同意について……………	P31
議案第13号	農業委員会委員の任命同意について……………	P32
議案第14号	農業委員会委員の任命同意について……………	P33
議案第15号	農業委員会委員の任命同意について……………	P34
議案第16号	農業委員会委員の任命同意について……………	P35
議案第17号	農業委員会委員の任命同意について……………	P36
議案第18号	農業委員会委員の任命同意について……………	P37
議案第19号	農業委員会委員の任命同意について……………	P38
議案第20号	農業委員会委員の任命同意について……………	P39

議案第 2 1 号	農業委員会委員の任命同意について……………	P40
議案第 2 2 号	農業委員会委員の任命同意について……………	P41
議案第 2 3 号	農業委員会委員の任命同意について……………	P42
議案第 2 4 号	農業委員会委員の任命同意について……………	P43
議案第 2 5 号	農業委員会委員の任命同意について……………	P44
議案第 2 6 号	農業委員会委員の任命同意について……………	P45

議案第 1 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

専決第 9 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）

専決第9号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月25日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

令和2年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

議案第 2 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 3 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第4号

矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定について

矢板市長等の給料の特例に関する条例を、別紙のように定める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市長等の給料の特例に関する条例

市長、副市長及び教育長の給料月額、矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）第3条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。ただし、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

職名	給料月額
市長	845,500円
副市長	669,750円
教育長	608,000円

議案第 5 号

矢板市市税条例等の一部改正について

矢板市市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市市税条例等の一部を改正する条例

(矢板市市税条例の一部改正)

第1条 矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第49条の2」を「第49条の3」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第8条中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61

条又は第62条の」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第8条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附則第8条の2第16項を同条第18項とし、同項の前に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

附則第8条の2第15項を同条第16項とし、同条第9項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

附則第13条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第22条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定

する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第3条 矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

附則第5条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

第4条 矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第15条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第5条 矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」

を「1本」に改める。

第6条 矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第

66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」

を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

附則第5条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 矢板市市税条例の一部を改正する条例(平成31年矢板市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

第8条 矢板市市税条例の一部を改正する条例(令和元年矢板市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定及び附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第3条の規定並びに附則第2条及び第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第4条の規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）
公布の日の属する年の翌年の1月1日
- (4) 第5条の規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (5) 第6条の規定及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）

附則第5条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、

「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当する者に限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に係る経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定

資産税については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の矢板市市税条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

矢板市都市計画税条例の一部改正について

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和35年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同法第8条第1項第1号に定める用途地域内及び用途地域に接する同法第12条の5第1項第2号に定める地区計画の」を「別表に掲げる」に改める。

附則第15項を第16項とし、附則第4項から附則第14項までを1項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

大字名	課税区域
扇町一丁目	全域
扇町二丁目	扇町二丁目のうち別に定める地番の区域
上町	上町のうち別に定める地番の区域
本町	本町のうち別に定める地番の区域
鹿島町	鹿島町のうち別に定める地番の区域
末広町	全域

東町	東町のうち別に定める地番の区域
早川町	全域
矢板	矢板のうち別に定める地番の区域
木幡	木幡のうち別に定める地番の区域
針生	針生のうち別に定める地番の区域
中	中のうち別に定める地番の区域
片岡	片岡のうち別に定める地番の区域
越畑	越畑のうち別に定める地番の区域
乙畑	乙畑のうち別に定める地番の区域
石関	石関のうち別に定める地番の区域
こぶし台	こぶし台のうち別に定める地番の区域

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢板市都市計画税条例の規定（第2条第1項の改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定を除く。）は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第7号

矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

議案第 8 号

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢板市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(支給審査委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、矢板市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢板市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害支援区分審査会委員（医師以外）	日額 12,300	を
-------------------	-----------	---

」

「

障害支援区分審査会委員（医師以外）	日額 12,300	に改
災害弔慰金等支給審査委員会委員（医師）	日額 20,000	
災害弔慰金等支給審査委員会委員（医師以外）	日額 12,300	

」

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

矢板市後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

矢板市国民健康保険条例の一部改正について

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険条例（昭和34年矢板市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級

の最高等級の標準報酬月額 $\frac{30}{100}$ に相当する金額の $\frac{2}{3}$ に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の矢板市国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から

規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第11号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 和 氣 ち か

生年月日 [REDACTED]

議案第12号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 揚 石 明

生年月日 [REDACTED]

議案第13号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 石 塚 英 好

生年月日 [REDACTED]

議案第15号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 阿久津 正 一

生年月日 [REDACTED]

議案第16号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 佐藤 喜久男

生年月日 [REDACTED]

議案第17号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 福 田 一 紀

生年月日 [REDACTED]

議案第18号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 大 野 文 子

生年月日 [REDACTED]

議案第19号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 篠 木 薫

生年月日 [REDACTED]

議案第20号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 君 島 道 夫

生年月日 [REDACTED]

議案第 21 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和 2 年 6 月 5 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 渡 辺 正 明

生年月日 [REDACTED]

議案第 22 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和 2 年 6 月 5 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 町 野 位 夫

生年月日 [REDACTED]

議案第23号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 渡 邊 晴 夫

生年月日 [REDACTED]

議案第24号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 福 田 英 一

生年月日 [REDACTED]

議案第25号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 渡 邊 浩 正

生年月日 [REDACTED]

議案第26号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年6月5日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 手塚 みち子

生年月日 [REDACTED]